

2024年能登半島地震で被災した在館生及び新入館生に対する館費減免措置について

2024年1月1日に発生した能登半島地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。被災されたすべての方々の安全と、被災地の一日も早い復旧を願うばかりです。

石川富山明倫学館では、在館生および新入館生の被災者に対して、2024年度の納入金について以下のように減免します。

1. **対象者:** 2024年能登半島地震で被災した世帯の在館生および新入館生

2. **減免内容:** 「家屋等(家計支持者が所有・居住する家屋または生産手段)の被災状況」と「被災による家計支持者(原則として父母)の収入の変化の状況」によって減免内容を決定します。支援対象費用は、下記の表に従い、<A(全額免除)>または<B(半額免除)>とします。

収入状況 家屋等 被災状況	収入喪失	収入激減	変化なし
全壊 / 大規模半壊	<A>	<A>	<A>
半壊	<A>	<A>	
一部損壊 / 床上浸水	<A>		対象外
被害なし	<A>		対象外

3. **対象費用:** 在館生: 部屋代及び共益費
新入館生: 部屋代、共益費及び入館金
(なお、保証金は<A>とも1年間は延納可)

4. **減免期間:** 2024年度(2024年4月～2025年3月)

5. **申請方法:** 申請期限までに申請書類を添えて、石川富山明倫学館総務室に提出(郵送可)

6. **申請期限:** 在館生: 2月29日(木)
新入館生: 第1回募集:2月29日(木)、第2回募集:3月22日(金)

7. **申請書類:**

- ① 「2024年能登半島地震にかかる館費減免申請書」(形式自由)
- ② 罹災状況の区分(全壊、半壊、一部損壊)が明記された市区町村発行の罹災証明書(またはこれに準ずるもの)
- ③ 収入状況が「収入喪失」「収入激減」に該当する場合、家計支持者の仕事への影響等、収入状況を詳細に記入してください。場合によっては、被災・収入状況を証明する書類の提出をお願いすることがあります。

手続等ご不明な点については石川富山明倫学館総務室へ問い合わせください。